

令和 7 年度（2025 年度）

相模原市

中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援事業 ～補助金制度のご案内～

相模原市では、さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例に規定する「地球温暖化対策計画書」を市へ提出し、この計画に基づき省エネルギー設備や再生可能エネルギー利用設備を市内の事業所に導入する中小規模事業者の皆様に対し、導入費用の一部を補助します。

● 令和 7 年度の変更点 及び 注意事項 ●

- ・ 事業完了時期及び補助事業実績報告書の提出期限は、令和 8 年 2 月 27 日となります。
- ・ 補助金の交付決定後に、契約（発注）・工事着手してください。
- ・ 省エネルギー設備は導入に伴う省エネ効果が、発熱量換算で 25GJ 以上見込まれること。
- ・ 太陽光発電設備・蓄電池の特例制度は国の交付金を原資としており、FIT 又は FIP の認定を取得しないことが条件となります。その他、地域脱炭素・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の実施要領の対象設備であることが条件となります。チェックリストで要件を確認してください。
- ・ 太陽光発電設備の条件から発電出力の上限値を削除しました。
- ・ 蓄電池の特例制度の補助上限値を蓄電容量 10kWh から 20kWh に変更しました。
- ・ LED など対象機器の数が多い場合でも、全ての対象機器を写真で確認します。対象機器（更新箇所）に付番し、平面図を作成するなど、書類で更新箇所がわかるようにしてください。
- ・ 国や県など他の補助制度を併用する場合は、当該制度の申請書類の写し等の提出が必要となります。
- ・ 交付申請書・実績報告書・請求書に代表者印を押印する場合は、必ず同一の印鑑を押印ください。

補助対象事業者

次の条件をすべて満たしている事業者が対象となります。

○さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例（市条例）に規定する「**中小規模事業者**」であること。

年間のエネルギー使用量が原油換算で **1,500kl 未満の事業者が対象**です。

※「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」及び「神奈川県地球温暖化対策推進条例（県条例）」によるエネルギー使用量等の届出制度において、その届出が義務付けられない事業者が対象です。

※中小企業基本法に定める中小企業者は中小規模事業者となります。また、病院・社会福祉施設・学校等を運営する事業者（会社法上の会社以外の法人）・個人事業主も中小規模事業者に含まれます。

○市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)を滞納していないこと。

○市条例に規定する「地球温暖化対策計画書」を市へ提出していること。

○市暴力団排除条例の規定に抵触しないこと。

補助対象事業

市内に所在する事業所へ省エネルギー設備等を導入する事業であって、次の条件をすべて満たしている事業が対象となります。

○市へ提出した「地球温暖化対策計画書」で計画されている設備の導入であること。

○過去3年以内に省エネアドバイザー等の派遣を受け、設置効果が認められた設備の導入であること。

※相模原商工会議所が窓口の『省エネアドバイザー派遣事業』等を活用してください。

(申込・問い合わせ先：相模原商工会議所 経営支援課 TEL：042-753-8135)

○補助対象経費の総額が30万円以上であること（国・県等の補助金を差し引いた額）。

○補助金の交付決定後に契約（発注）・工事着手すること。

※交付決定前に契約（発注）・工事着手した場合は補助対象となりません。

○令和8年2月27日までに補助事業を完了し、かつ補助事業等実績報告書を提出できること。

※事業完了とは、『設置工事』及び『設置費支払い及び領収書受領』が完了したことを指します。

○同一設備で本市の他の補助金を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

※国・県等の補助金を併用する場合は、事前にお問い合わせください。

ただし、省エネ設備を導入する場合は、以下の条件を満たすものを対象とします。

○以下の①または②を満たすこと。（各設備を組み合わせ、条件を満たすものは可）

①導入に伴う省エネ効果が、発熱量換算で25GJ以上見込まれること。

②地球温暖化対策計画書の「基準年度」のエネルギー使用量を基準として、導入に伴う省エネ効果が、発熱量換算で5%以上見込まれること。

（例①）電気使用量の削減効果を発熱量に換算する場合

照明更新に伴う削減効果…3.0千kw

熱量換算…3.0千kw×8.64GJ/千kw（係数）＝ $\boxed{25.9\text{GJ}}$ > 25GJ

（例②）地球温暖化対策計画書における「基準年度」のエネルギー使用量を基準とする場合

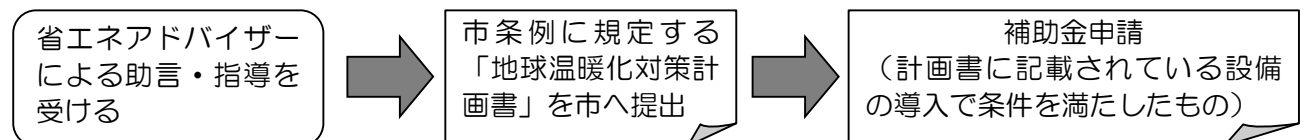
地球温暖化対策計画書（基準年度；灯油2kL/電気47千kwを使用している場合）

※熱量換算…2kL×36.5GJ/kL（係数）＋47千kw×8.64GJ/千kw（係数）
＝479.1GJ（うち、5%は479.1GJ×0.05≒24.0GJ）

照明更新に伴う削減効果…2.8千kw

熱量換算…2.8千kw×8.64GJ/千kw（係数）＝ $\boxed{24.2\text{GJ}}$ > 24.0GJ

○空調・照明・給湯・ボイラー・業務用冷凍冷蔵設備・交流電動機・変圧器の各設備は、既存設備を高効率設備に更新すること。



※設備導入を予定する建物が自己所有でない場合（テナント等）で、テナント等が申請者として補助事業を検討することについて、エネルギー管理権限を有しない場合は、補助の対象になりません。また、テナント等が設備のエネルギー管理権限を有する場合の補助事業の申請にあたっては、所有者（オーナー）の承諾書（任意書式）が必要です。

また、テナント等が利用する設備に対して、エネルギー管理権限を有するオーナーが申請を行う場合は、予め、テナント等が「地球温暖化対策計画書」による省エネ対策に協力する旨の同意書（任意書式）が必要です。

エネルギー管理権限…設備の設置・更新権限を有し、かつ、当該設備のエネルギー使用量を監督できる（当該設備の使用者・管理者である等）こと

補助対象設備

補助対象となる設備は、表1に掲げる設備のうち次の条件をすべて満たす設備が対象です。

○未使用品であること（中古品は対象となりません）。

○事業の用にのみ供する設備であること。

※店舗兼住宅における空調の更新や太陽光発電設備の設置などで、事業所として使用する以外の部分（居住スペース等）へ効果が波及する設備・工事等は対象となりません。

○空調・照明・給湯・ボイラー・業務用冷凍冷蔵設備・交流電動機・変圧器の各設備は、既存設備を高効率設備に更新するもの。また、増設ではないこと、更新前の設備が故障等などにより、1年以上稼働していない状況のものではないこと、予備的もしくは将来に備えるものでないこと、更新前の設備は再利用されず、適切に処分されるものであること。

○照明については、照明器具を一体的に更新するものであって、光源部のみを更新するものでないこと。

● 注意点 ●

- ・リースによる導入は補助対象となりません。
- ・補助対象設備の導入に当たっては、必ず施工業者と工事請負契約を締結してください。工事請負契約が無いものは補助対象となりません。
- ・設置費の支払確認は領収書等で行います。金融機関での振込みの場合、振込みが完了したことがわかる資料及び施工業者からの請求書の写しをご提出ください。（2月27日までに領収書等が発行されない場合は補助金を交付することができませんのでご注意ください。）
- ・更新を行う場合で、既存設備の取り外しのみの工事は補助対象とはなりません。

（表1 補助対象設備）

省エネルギー設備	
高効率空調設備・高効率照明設備・高効率給湯設備 （既存設備を更新するもので、グリーン購入法適合、トップランナー基準達成など省エネ性能の高い設備の導入に限る。）	
高効率ボイラー設備（既存設備を更新するものに限る。）	
業務用冷凍冷蔵設備（ショーケースを含む。） （既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。）	
交流電動機（圧縮機・送風機・ポンプ単体） （既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。）	
変圧器 （既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。）	
ガスコージェネレーションシステム	
エネルギー管理システム	
建築物断熱工事 （遮熱フィルムなど空調負荷の低減に資するもので、採用する建材にグリーン購入法調達基準に適合した設備のもしくはトップランナー基準対象設備がある場合は、これと同等以上の能力を有すると認められる場合に限る。）	
再生可能エネルギー利用設備	
太陽光発電設備 （自家消費型、もしくは余剰売電を行う設備で、自立運転能力があるものに限る）	

蓄電池 通常時	・太陽光発電設備と併せて導入する場合であって当該設備と連携し、太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電システムへ充電できること。 ・蓄電システムに充電した電力を、補助対象設備を設置した施設へ給電できること。
停電時（自立運転時）	・操作を行うことなく（自動切替えて）、再生可能エネルギー発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電システムへ充電できること。 ・操作を行うことなく（自動切換えて）、蓄電システムに充電した電力を、補助対象設備を設置した施設へ給電できること。
太陽熱利用設備	
その他の再生可能エネルギー利用設備 （発生したエネルギーを自家消費することを目的として導入する場合に限る。）	

補助対象経費

補助対象となる経費は、表2に掲げる経費となります。

○国・県等からの補助金がある場合は、補助対象経費から控除します。

○消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めません。

（表2 補助対象経費）

経費区分	内 容
設計費	補助事業の実施に必要な設計に要する経費（自己によるものは除く。）
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置・建築資材等の購入等に要する経費（自己によるものは除く。また、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）
工事費	補助対象事業の実施に必要な据付等の工事に要する経費（自己によるものは除く。また、既存設備の廃棄処分に係る経費を除く。）
諸経費	補助事業の実施に直接必要な経費及び間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）（自己によるものは除く。）

※設置工事は、市内経済の発展のため可能な限り市内業者に発注するよう努めてください。

※費用の削減のため、複数事業者に見積りを依頼してください。

補助金額

○補 助 率：補助対象経費の3分の1以内（千円未満切捨て）

○補助上限：100万円 ※同一年度内の申請は1回限り。補助申請は1事業者あたり計6回まで。

○予 算 額：2,600万円

○申請受付期間

令和7年6月2日（月）～10月31日（金）まで（先着順）

・上記期間内であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって、受付を終了します。

・予算額を超えた日に複数の交付申請があった場合は、抽選（くじ引き）により予算の範囲内で補助事業を選定します。

● 太陽光発電設備・蓄電池の特例制度について ●

再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電設備・蓄電池）を導入する事業者の特例措置を設けました。太陽光発電設備・蓄電池を導入した場合は、それぞれ通常の補助額に加算額を特例措置として上乗せします。

（１）太陽光発電設備（自家消費型もしくは余剰売電を行う設備）

発電出力１kWあたり５万円を乗じた加算額（補助上限：発電出力２０kW、金額１００万円）

（２）蓄電池

加算額は蓄電池の価格の３分の１以内とし、４,８００Ah・セル未満の蓄電池については、蓄電容量１kWhあたり５.１万円を乗じた額（上限蓄電容量２０kWh、金額１０２万円）。４,８００Ah・セル以上については、蓄電容量１kWhあたり６.３万円を乗じた額（上限蓄電容量２０kWh、金額１２６万円）。※特例制度は国の交付金を原資としており、FIT 又は FIP の認定を取得しないことが条件となります。

（地域脱炭素・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の実施要領の対象設備であることが条件）

補助事業の開始時期

交付決定後に契約（発注）・工事に着手してください。

※交付決定前に契約（発注）・工事着手した場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

申請書を提出したあとは

提出された書類を審査し、不備がなければ「補助金等交付決定通知書」を送付しますので、その後、工事を開始してください。

補助事業計画に変更が生じた場合は

導入する設備の内容、事業費、工事期間等に変更が生じた場合は、補助事業計画変更（中止・廃止）申請書の提出が必要となる場合がありますので、事業（工事）着手前にお問い合わせください。

※補助金額の変更（減額）を伴う変更や導入する設備の種類の変更、また補助事業を中止する場合などは、必ず補助事業計画変更（中止・廃止）申請書の提出が必要となります。

※補助事業計画の変更により交付決定額を増額することはできません。

補助事業が完了したら

「補助事業実績報告書」に必要事項を記入し、添付書類とあわせて補助事業の完了日から３０日以内もしくは令和８年２月２７日のいずれか早い日までに提出してください。

※期限までに提出されない場合は、補助金の交付を取り消す場合があります。

※補助事業の完了とは、「設置工事の完了」「補助対象経費の支払い」の全てが完了したことを指します。

※「補助事業実績報告書」が提出された後、配置図・設置前後の写真確認または現地調査など市による確認を実施します。確認後、「補助金等の額確定通知書」を送付しますので、その後「補助金等交付請求書」に必要事項を記入し、添付書類とあわせて提出してください。

申請方法

募集期間内に、申請書類一式を受付場所へ直接ご持参いただくか郵送してください。

（持参での提出の際は、事前にゼロカーボン推進課（０４２-７６９-８２４０）にご連絡ください。）

書類や記載内容に不備がある場合は受理できませんので、内容を事前によくご確認の上、期日に余裕をもって申請してください。

○受付場所

相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館6階 ゼロカーボン推進課

○受付時間

午前8時30分から正午、午後1時から5時15分（土・日・祝日を除く）

○申請書類の入手方法

市HPからダウンロードすることが出来ます。

市HPのトップページ

暮らし・手続き ⇒ 環境・住まい ⇒ さがみはら脱炭素ポータルサイト
⇒ 助成制度 ⇒ 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助

または

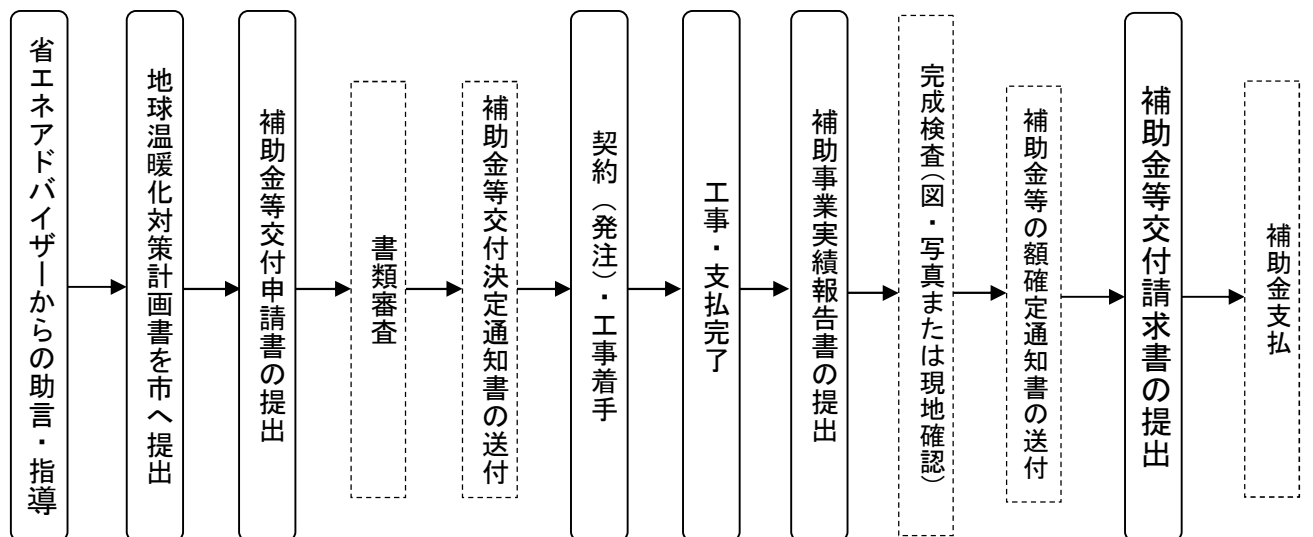
市HPのトップページから「事業者の省エネルギー対策」で検索

市では補助金のほか、省エネ設備等への切替や太陽光発電設備の導入など、地球温暖化対策計画書に基づく設備等の導入の際にご利用いただける、低金利な融資制度『設備導入促進特別資金』を用意しています。詳しくは相模原市産業支援・雇用対策課（TEL:042-769-9255）までお問い合わせください。

国や県による助成制度が対象となる設備もありますので、活用を検討してください。

申請手続きから補助金受領までの流れ

申請者: 市(ゼロカーボン推進課):



問い合わせ先：相模原市 ゼロカーボン推進課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 本館 6 階
電話番号：042-769-8240（直通） 電子メール：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

補助金の交付申請について

(注意事項)

- ※補助対象事業者、補助対象設備、補助対象経費の要件や募集期間をよくご確認ください。
- ※申請書類の内容について確認させていただく場合がありますので、提出する書類は必ずコピーをとっておいてください。
- ※申請書類を審査し、適当と認めた場合は補助金等交付決定通知書を申請者に送付します。この通知書は補助金等交付請求書を提出する際に必要ですので、紛失しないでください。

補助金等交付申請書（第1号様式）

「3 申請金額」

申請金額は、補助対象経費の3分の1（千円未満切捨て）と上限100万円のいずれか低い額となります。ただし、特例制度として太陽光発電設備（発電出力1kWあたり5万円、上限100万円）、及び蓄電池（蓄電池の価格の1/3の加算額で、蓄電容量1kWhあたり5.1万円、20kWhを上限（4800Ah・セル未満）、または1kWhあたり6.3万円、20kWhを上限（4800Ah・セル以上））の加算があります。

※補助事業計画書（第2号様式）の「10 補助金交付申請額の算定」の（5）と一致します。

☆添付書類

(1) 補助事業計画書（第2号様式）

「1 申請者の概要」

- ・主たる事業の内容を記載してください。
- ・事業内容が複数にまたがる場合は、「売上高が大きい」等の理由から主な事業を判断してください。

「2 補助対象設備の設置場所」

補助対象設備を設置する事業所の名称・所在地を記載してください。

「3 補助事業実施予定期間」

- ・事業着手予定日は、申請書の提出日から3週間以上先の日付で設定してください。また、実際に導入する設備の発注日・契約日・工事着手日のいずれか早い日（予定日）を入力して下さい。
- ・事業完了予定日は、「設置工事の完了」「補助対象経費の支払い」の全てが完了する予定日を入力してください（令和8年2月27日を超えて設定することはできません。）

※支払の確認方法

補助対象経費の支払は領収書等で確認します。施工業者への支払いが金融機関による振込みの場合、振込みが完了したことがわかる資料と施工業者からの請求書をご提出ください。手形や小切手による支払いの場合は、振出日ではなく、施工業者が領収（資金化）した日が支払完了日となります。

「4 補助事業により導入する設備の概要」

補助事業により導入する設備の種類ごとに、その内容を分かりやすく記載してください。（設置場所・メーカー・型式・能力・設置基数、その他設備の概要が分かる内容）

「5 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）」

- ・補助事業により導入する設備による「エネルギー使用量」及び「二酸化炭素排出量」の削減見込量（年間）をエネルギー種別ごとに記載してください（単位に注意）。
- ・その積算根拠を【エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減見込に関する説明】の欄に記載してください。

※「エネルギー使用量の削減見込量」の欄は、以下を参考に算出してください。

- ・設備の更新、新規導入の場合 ⇒既存設備の稼働に伴う年間のエネルギー使用量と、補助対象設備の導入に伴う年間のエネルギー使用量との差
- ・断熱改修 ⇒空調設備の稼働低減に伴い削減される年間のエネルギー使用量

※「二酸化炭素排出量の削減見込量」の欄は、削減されるエネルギー使用量にエネルギー種別ごとの排出係数を乗じて算出してください。

なお、表に記載のないエネルギーが削減される場合の排出係数については、お問い合わせください。

※【エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減見込に関する説明】の欄は、導入する設備の出力・基数・稼働時間等などの根拠を基に、計算式等を用いて分かりやすく記載してください。別紙として計算書を作成しても構いません。

※照明設備で、能力やメーカーの異なる複数の設備を導入する場合は、導入前・後の設備の「型番」「台数」「設備ごとの消費電力」「使用時間」「年間のエネルギー使用量」を整理し、削減効果を示した内訳書を添付してください。

「6 補助事業による省エネ効果（年間発熱量換算）」

※補助対象設備のうち、高効率空調設備・高効率照明設備・高効率給湯設備・高効率ボイラー・業務用冷凍冷蔵設備（ショーケースを含む）・交流電動機・変圧器・ガスコージェネレーションシステム・エネルギー管理システム・建築物断熱工事については、各設備の条件を満たすほか、一定の省エネ効果が見込まれるものが対象となります。

- ・省エネ効果を算定するため、設備導入に伴うエネルギー使用量の削減効果（省エネ効果）について、（別紙1）「エネルギー使用量等（発熱量換算）計算書」にエネルギー種別ごとの削減量を入力し、算出された発熱量換算値（GJ）を（1）へ転記してください。

【補助対象】 25GJ 以上となること

- ・上記に該当しない場合は、「地球温暖化対策計画書」の基準年度におけるエネルギー使用量について、前述の「参考様式」にエネルギー種別ごとに入力し、発熱量換算値（GJ）を算出するとともに、その5%値について（2）へ転記してください。

【補助対象】 省エネ効果が事業活動に伴うエネルギー使用量の5%以上となること

※算出に用いた「参考様式」を合わせて添付書類として提出してください。

「7 地球温暖化対策計画の提出状況」

- ・市へ地球温暖化対策計画書を提出した年月日を記載してください。
- ・また、計画書第4面の9「温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施しようとする措置の内容」に記載した対策のうち、本補助金の申請に関連する内容を記載してください。（計画書の該当する年度に導入計画として記載された設備以外は補助対象となりませんのでご注意ください。）

「8 省エネルギー診断の受診状況」

相模原商工会議所が窓口となって実施する「省エネアドバイザー派遣事業」など、省エネルギー診断を受診した年月を記載し、診断を実施した機関にチェックしてください。

※過去3年のうちに受診した診断が有効となります。

※診断を受けた際の報告書の添付が必要です。

「9 見積書の金額内訳」

- ・補助対象となる事業に係る見積書の税抜金額を、①補助対象事業費（税抜）の欄に記載してください。契約に至る最終の見積金額を記載してください。

原則、見積書は補助対象事業費のみの金額・内容で作成し、補助対象とならない経費（既存設備の廃棄・処分費用や補助を受けずに導入する設備の工事費等）は含めないでください。

また、本補助金の有効活用のため、複数業者による合い見積を実施してください。（合い見積の実施状況については、補助金申請時に確認いたします）

- ・見積書に複数の補助対象設備を含む場合は、備考欄に導入する設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。
- ・複数の設備を導入する場合で見積書が2以上となる場合は、合算の金額を記載するとともに、備考欄に導入する設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。

※やむを得ず補助対象外の経費が見積書に含まれる場合は、②補助対象外事業費（税抜）の欄に記載してください。

見積額の欄の金額は、見積書の総額と必ず一致します。

見積額は最終的に契約に至る見積りの金額を記載願います。

「10 補助金交付申請額の算定」

- ・（1）補助対象事業費（税抜）の欄は、「9 見積書の金額内訳」の①、及び第3号様式 収支予算書の「（2）支出」の小計の金額と一致します。
- ・（2）控除額（その他の補助金等）の欄は、第3号様式 収支予算書の「（1）収入」の「その他の補助金」「寄附金その他」の金額の合計と一致します。
- ・（4）特例適用の欄は、太陽光発電設備及び蓄電池を導入し特例適用を受ける場合に入力してください。太陽光設備の発電出力・蓄電池の蓄電容量を入力すると自動計算されます。

(2) 収支予算書（第3号様式）

補助対象事業費に係る収入及び支出の額のみを記載してください。

※補助対象とならない経費は含めないでください。

※見積書が補助対象事業のみで作成されている場合は、収入及び支出の額と見積額の金額は一致します。

「（1）収入」

補助対象事業費の支出の基となる収入を区分ごとに記載してください。

（区分ごとの金額の合計が、支出の補助対象事業費（税込）の金額と一致します。）

※「その他の補助金」の欄は、記載漏れの無いよう注意してください。

「(2) 支出」

- ・補助対象事業費（税抜）の欄に、費目ごとの金額（税抜）を記載してください。
- ・複数の設備を導入する場合は、備考欄に導入する設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。

※「小計」の欄の金額は、第2号様式の9 ①の欄の金額及び10（1）の金額と一致します。

(3) 補助金等概要調書（第4号様式）

- ・「補助事業者等の名称」の欄に、補助金申請者の名称を記載してください。
- ・「補助対象事業内訳及び補助率等」の欄に、導入する設備の種類を記載してください。

※太枠欄内のみ記入してください。

(4) 暴力団暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書（第5号様式）並びに申請者が法人の場合は役員等氏名一覧（第6号様式）

(5) エネルギー使用量等（発熱量換算）計算書（別紙1）

(6) 登記事項証明書（申請者が個人の場合は個人営業証明書）

- ・申請者が法人の場合は、申請日より3か月以内に取得した登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付してください。
- ・申請者が個人の場合は、申請日より3か月以内に取得した個人営業証明書、または住民票の写しを添付してください。

(7) 市税納税証明書

市民税と固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の2件について、納税証明書を添付してください。

- ・市民税については、申請者が法人の場合は、直近の事業年度の法人市民税納税証明書を、申請者が個人の場合は、令和6年度の市県民税納税証明書を添付してください。
- ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）については、令和6年度の納税証明書を添付してください。固定資産税等の課税がない場合は、未納の税額がない証明書を添付してください。

(8) 補助事業に係る見積書等の写し

- ・原則、見積書は補助対象事業費のみの金額・内容で作成し、補助対象設備に係る「設計費」「設備費」「工事費」「諸経費」の各内訳と金額が分かるものを添付してください（「設備費一式」等では受け付けません）
- ・補助対象とならない経費（既存設備の廃棄費用や補助を受けずに導入する設備の工事費等）は含めないでください。
- ・見積書は最終的に契約に至る見積額が記載されている見積書を願います。契約時に金額が変更とならないようにお願いします。

※見積書を添付した場合の今後の注意点

- ・設置工事に当たっては、必ず施工業者と工事請負契約を締結してください。（補助事業実績報告書を提出する際に、工事請負契約書の写しの添付が必要となり、無い場合は補助金の支払いができません。）
- ・複数の設備を導入する場合であって契約書等が複数となる場合は、全ての契約書等の写しを添付してください。

- ・工事請負契約の締結書類として、「工事請負契約書」に代え、「注文書（発注書）」と「注文請書（発注請書）」による場合は、契約事項が確認できる内容として作成して添付してください。

(9) 補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類

- ・導入する設備のメーカーや仕様、能力等が分かる資料（製品カタログ等）を添付してください。また、トップランナー基準等に該当していることが条件等となる設備については、要件確認に必要な項目の記載された資料を添付してください。

(10) 導入する設備の設置予定場所の現況写真・配置図

- ・添付する写真は、申請日より3か月以内に撮影したものとします。
- ・全ての申請において、導入設備の配置図及び導入する事業所の外観が確認できる写真を添付してください。
- ・既存設備を更新する場合は、更新前の設備の設置状況及び新たに導入する設備の設置場所の写真（周辺状況）を添付してください。
- ・照明設備については、更新対象設備について原則「点灯した状態」で撮影した写真を添付してください。
- ・設備を新規に導入する場合は、設置予定場所の現況写真を添付してください。
（例：太陽光発電設備の場合…設置する部分（屋上等）の現況写真）
- ・照明設備など、複数の設備を対象とする場合は、既存設備の設置場所、新たに導入する設備の設置場所を記した平面図等を合わせて添付してください。（写真の補足資料とします。）

(11) 設備図面等（太陽光発電設備を設置する場合）

電力の流れ等を示す設備図面等（単線結線図、システム系統図、機器配置図）を添付してください。

(12) 市へ提出した地球温暖化対策計画書の写し

地球温暖化対策計画書の提出時にお渡しした事業者控えの写しを添付してください。

(13) 省エネルギー診断の結果を示す書類の写し

省エネルギー診断の報告書等の写しを添付してください（2回分）。

※省エネルギー診断は、申請日の年を含む過去3年以内に受診したものが有効となります。それ以前に受診した場合は、改めて診断を受ける必要があります。

⇒相模原商工会議所が窓口となって実施する「省エネアドバイザー派遣事業」をご活用ください。

申込・問い合わせ先：相模原商工会議所 経営支援課 TEL：042-753-8135

(14) 他の補助金（国・県）の内容がわかる書類（他の補助制度との併用時）

本補助金以外の他の補助金を併用する場合は、他の補助金の申請時に提出した申請書の写し等（提出先・補助金名・交付予定額が記載されている書類）を提出してください。申請した金額が変更になる場合は必ずご連絡ください。

(15) 補助金等特例適用申請書（別記様式）（特例適用を申請する場合）

- ・太陽光発電設備等を設置し、特例制度を申請する場合は提出してください。
- ・特例制度は国の交付金を原資としており、FIT 又は FIP の認定を取得しないことが条件となります。

す。その他、地域脱炭素・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の実施要領の対象設備となる必要があります。

(1 6)申請チェックリスト（別紙2-1～2-3）

・2-1（共通）、2-2（太陽光を設置し、特例制度を申請する場合）、2-3（蓄電池を設置し、特例制度を申請する場合）の内容を確認し、チェック欄にチェックし提出してください。

【参考】①設備費・工事費・諸経費の内訳について

	内容	例（空調）
設計費	補助事業の実施に必要な設計に要する経費（自己によるものは除く。）	
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置・建築資材等の購入等に要する経費（自己によるものは除く。また、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）	室外機・室内機・リモコン 付帯設備（冷媒用銅管・継手類等） 設備設置に伴う消耗資材等
工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費（自己によるものは除く。また、既存設備の廃棄処分に係る経費を除く。）	取付費用・点検口取付費 空調用ドレン・真空引き・現場での搬入費・クレーン作業費など
諸経費	補助事業の実施に直接必要な経費及び間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）（自己によるものは除く。）	養生・足場設置・現場管理・労務費 など

②対象外とする費用

	内容	例（空調）
設備費	省エネ設備を新設する費用	増設した空調機器・トップランナー基準、グリーン購入調達基準やその性能を満たさない機器
廃棄費	既存設備を廃棄する費用	フロンガス処理費用・既存設備廃棄・処理費用等

第1号様式（第7条関係）

相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付申請書

令和〇年〇月〇〇日

相模原市長 あて

申請者

補助金申請を行う年度を
記載してください。

住 所 相模原市〇〇区〇〇 〇-〇〇-〇〇

氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名

株式会社〇〇〇〇工業

代表取締役 〇〇 〇〇



令和7年度において次のとおり交付していただきたく、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第4条第1項及び相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業等の名称

中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業

2 補助金等の名称

相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金

3 申請金額

¥0-

補助事業計画書（第2号様式）の10
（5）の金額が転記されます。

4 添付書類

(1) 補助事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 補助金等概要調書（第4号様式）

(4) 暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書（第5号様式）並びに申請者が法人の場合は役員等氏名一覧表（第6号様式）

(5) エネルギー使用量等（発熱量換算）計算書（別紙1）

(6) 登記事項証明書（申請者が個人の場合は個人営業証明書もしくは住民票）

(7) 市民税及び固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書

(8) 補助事業に係る見積書の写し（工事及び金額の内訳が分かるもの）

(9) 補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類（カタログ等）

(10) 補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真・配置図

(11) 設備図面等（太陽光発電設備等を申請の場合）

(12) 市へ提出した地球温暖化対策計画書の写し

(13) 省エネルギー診断の結果を示す書類の写し

(14) 他の補助金（国・県）の内容がわかる書類（他の補助制度を併用する場合）

(15) 補助金等特例適用申請書（別記様式）（特例適用を申請する場合）

(16) 申請チェックリスト（別紙2-1～2-3）

(17) その他市長が必要と認める書類

既存設備の設置場所、新たに導入する設備の設置場所が複数ある場合は、平面図を合わせて添付してください。（写真の補足資料とします）

市からの問い合わせ等の窓口となる方をご記入ください。
※申請書の内容がわかる方であれば、施工事業者等でも代理で事務担当者になれます。

事務担当者	所在地	〒	
	会社名		
	代表者職・氏名		
	担当者	所属	
		担当者名	
		電話	
E-mail			

市担当課 処理欄	確認 方法	確認 者

第2号様式（第7条関係）

補助事業計画書

1 申請者の概要

主たる事業	電気器具部品の製造
-------	-----------

複数の業種にまたがる場合は、「売上高が大きい」等の理由から主な事業を判断してください。

2 補助対象設備の設置場所

事業所の名称	〇〇〇〇工業第1工場
所在地	相模原市

設備を導入する事業所の名称（屋号）・所在地を記載してください。

「設置工事の完了」「補助対象経費の支払い（領収書の受領）」の全てが完了する予定日を記載してください（令和8年2月27日までに事業を完了し、2月27日までに補助事業実績報告書を提出する必要があります）。

3 補助事業実施予定期間

着手予定日	令和7年10月1日
完了予定日	令和7年12月20日

4 補助事業により

設備の発注日・契約日・工事着手日のいずれか早い日（予定日）を記載してください。

1	設備の種類	太陽光発電設備
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	〇〇〇〇工業第1工場屋上に新規設置 太陽光パネル：〇〇〇〇〇社製 型式：AAA-BB （公称最大出力200W） パワーコンディショナー：〇〇〇〇〇社製 型式：C-DD 最大出力：5.2kW（200W×26枚） 連携条件：余剰電力売電予定
2	設備の種類	LED照明
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	〇〇〇〇工業第1工場内の蛍光灯を更新 メーカー：〇〇〇〇〇社製 型式：XXX-ZZZ 消費電力：20W 設置数：200本
3	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	

補助事業により導入する設備の内容を設備の種類毎に記載してください。

太陽光発電設備の最大出力を記載してください。

店舗兼住宅への太陽光発電設備の設置など、事業所として使用する以外の部分（居住スペース等）へ事業効果が波及する設備・工事等は対象となりません。

5 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）

エネルギー種別	エネルギー使用量の削減見込量（※1）		二酸化炭素排出量の削減見込量（※2）	
電 気	15,200	kWh	6,946	kg - CO ₂
都市ガス		m ³		kg - CO ₂
L P G		kg (m ³)		kg - CO ₂
灯 油		ℓ		kg - CO ₂
A重油		ℓ		kg - CO ₂
その他				kg - CO ₂
計			6,946	kg - CO ₂

補助事業によるエネルギー使用量の削減見込量をエネルギー種別毎に記載してください。

※1年間の削減見込量を記載してください。

※単位に注意してください。

二酸化炭素排出量の削減見込量は、エネルギー使用量の削減見込量にエネルギー種別毎の係数を乗じて算出してください。

※小数点切捨

（※1）太陽光発電設備の場合、年間の発電見込量をエネルギー使用量の削減見込量とする。
また、複数の設備を導入した場合は合算の削減見込量を記載する。

（※2）二酸化炭素排出量の削減見込量は、エネルギー種別毎の削減見込量に以下の係数を乗じて算出する。

電気：kWh×0.431 都市ガス：m³×2.05 LPG：kg×2.99

（東京電力エナジーパートナー（単メニユーN（残差）の場合）

灯油：ℓ×2.50 A重油：ℓ×2.75

（上記以外で削減されたエネルギーがある場合は問

【エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減見込に関する事項】

- 太陽光発電設備の設置に伴う削減見込
年間の発電量（施工会社試算）5,200kWh
5,200kWh×0.431（電気使用排出係数）=2,241.2kg - CO₂
- LED蛍光灯への更新に伴う削減見込
現行（40W）－更新後（20W）=20W（0.02kW）
0.02kW×200本×10時間（1日点灯時間）=40kWh
40kWh×250日（年間点灯日数）=10,000kWh
10,000kWh×0.431（電気使用排出係数）=4,310 kg - CO₂
- 合計
5,200kWh+10,000kWh=15,200 kWh
（エネルギー使用量削減量）
2,241.2 kg - CO₂+4,310 kg - CO₂=6,551.2kg - CO₂
（二酸化炭素排出量削減量）
15,200kWh×8.64MJ/kWh×0.001=131.3GJ （年間発熱量換算）

補助事業によるエネルギー使用量の削減見込量及び二酸化炭素排出量の削減見込量の算出根拠を数式等により記載してください。

照明設備など、能力の異なる複数設備を申請する場合は、内訳一覧等を添付して説明してください。

省エネアドバイザーによる診断の他、メーカー試算等を行った場合は、根拠資料として試算資料を添付してください。

6 補助事業による省エネ効果（年間発熱量換算）

以下の①～⑩の設備を導入する場合に、記載してください。（該当する設備にチェック）

☐ ①高効率空調設備 ☒ ②高効率照明設備 ☐ ③高効率給湯設備 ☐ ④高効率ボイラー ☐ ⑤業務用冷凍冷蔵設備（ショーケース等） ☐ ⑥交流電動機 ☐ ⑦変圧器 ☐ ⑧ガスコージェネレーションシステム ☐ ⑨エネルギー管理システム ☐ ⑩建築物断熱工事 ☒ 上記以外の設備	該当する設備を導入する場合は、各項目をチェックしてください。 なお、該当設備がない場合は、「上記以外の設備」のみ、チェックしてください。
	該当する設備について、省エネ効果を「発熱量」換算した数値を入力します。 参考様式（P.18参照）を用いて、算出した数値を転記し、確認してください。

（①～⑩の設備については、以下のいずれかに該当する）

(1) 対象設備の省エネ効果（年間発熱量換算）（ア）	131.3 GJ
(ア) が 25GJ 以上であること	☒
(2) 地球温暖化対策計画書の基準年度におけるエネルギー使用量（発熱量換算）（イ）	
(上記エネルギー使用量の 5%)（ウ）（イ×0.05）	
(ア) が事業活動に伴うエネルギー使用量の 5%（ウ）以上であること	

（ア）に該当しない場合は、事業活動に伴う年間エネルギー使用量を、発熱量として参考様式（P.18 参照）を用いて算出し、省エネ効果がその 5%以上となることを、確認してください。

【添付書類】（参考様式）エネルギー使用量等（発熱量換算）計算書

数値入力済の計算書を添付してください。

- ☒ 対象設備の省エネ効果（エネルギー削減量）の計算書
☐ 地球温暖化対策計画書（基準年度）エネルギー使用量の計算書

7 地球温暖化対策計画の提出状況

提出年月日	令和 7 年 6 月 ○○ 日
計画書に記載した設備に関する対策（本補助金関連）	令和 7 年度 太陽光発電設備の設置 高効率照明設備（LED照明）への更新

地球温暖化対策計画書に記載した令和 7 年度の対策と、補助事業により導入する設備の内容は一致していなければなりません。
 ※計画書の該当年度に記載の無い設備は補助対象となりません。

受診した年月を記載（過去 3 カ年に受診したもののみ有効）

8 省エネルギー診断の受診状況

受診年月	令和 7 年 * 月 * 日 , 令和 *
実施機関等（該当欄をチェック）	☐ (財)省エネルギーセンター ☐ 神奈川県 ☒ 相模原市（省エネアドバイザー派遣事業） ☐ その他（ ）

該当欄にチェック（診断結果の報告書の添付が必要です。）

記載例

9 見積書の金額内訳

項 目	金 額	備 考
①補助対象事業費(税抜)	5,900,000 円	太陽光発電設備：3,500,000円 LED照明：2,400,000円
②補助対象外事業費(税抜)		
小計(①+②)	5,900,000	太陽光発電設備：3,500,000円 LED照明：2,400,000円
消費税額	590,000 円	10%
見積額	6,490,000 円	

※契約(見積)書の総額(税込)と必ず一致すること。

原則、見積書の総額(税抜)と一致すること。

※見積書は補助対象外の経費(既存設備の廃棄費用その他補助対象外の経費)を含めずに作成すること。

複数の設備を導入する場合はその内訳を備考欄に記載。

やむを得ず補助対象とならない経費が契約(見積)書に含まれる場合は、その金額と内容を記載すること。

※複数の見積(複数の設備)がある場合はその合計額を記載し、備考欄に設備ごとの金額を記載すること。

10 補助金交付申請額の算定

(1) 補助対象事業費(税抜)①	一致すること。	5,900,000 円
(2) 控除額(その他の補助金等)②		300,000 円
(3) 補助対象経費③(①-②)	出力及び容量を記入。	5,600,000 円
(4) 特例適用(太陽光発電設備、蓄電池のみ)④ ・太陽光発電設備：1kWあたり5万円乗じた加算額 ※20kWを上限 ・蓄電池：蓄電池の価格の1/3の加算額 ※1kWhあたり5.1万円、20kWhを上限(4800Ah・セル未満) ※1kWhあたり6.3万円、20kWhを上限(4800Ah・セル以上)	太陽光 出力 20kW 加算 1,000,000 円 蓄電池 容量 20kWh 加算 1,020,000 円 合計 2020000 円	
(5) 補助金交付申請額 (③の1/3(千円未満切捨て)と100万円を比較して低い額)+④		3020000 円

※(1)の金額は、上記9の①、及び第3号様式 収支予算書の「(2) 支出」の小計の金額と一致すること。

※(2)の金額は、第3号様式 収支予算書の「(1) 収入」の「その他の補助金」「寄附金その他」の金額の合計と一致すること。

(別紙1)					(A4版)	
エネルギー使用量等 (発熱量換算) 計算書						
			補助申請設備①		省エネ効果積算	
			補助申請設備②			
エネルギーの種類			エネルギー使用量		熱換算	
			単位	熱量A (GJ)		
燃 料	原油 (コンデンセートを除く。)			kl	0.00	
	原油のうちコンデンセート (NGL)			kl	0.00	
	揮発油 (ガソリン)					
	ナフサ					
	灯油					
	軽油			kl	0.00	
	A重油			kl	0.00	38.9 GJ/kl
	B・C重油			kl	0.00	41.8 GJ/kl
	石油アスファルト			t	0.00	40.0 GJ/t
	石油コークス			t	0.00	29.0 GJ/t
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)		t	0.00	50.1 GJ/t
		石油系炭化水素ガス		千m³	0.00	46.1 GJ/千m³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)		t	0.00	54.7 GJ/t
		その他可燃性天然ガス		千m³	0.00	38.4 GJ/千m³
	石炭	原料炭		t	0.00	28.7 GJ/t
		一般炭		t	0.00	26.1 GJ/t
		無煙炭		t	0.00	27.8 GJ/t
	石炭コークス			t	0.00	29.0 GJ/t
	コールタール			t	0.00	37.3 GJ/t
	コークス炉ガス			千m³	0.00	18.4 GJ/千m³
高炉ガス			千m³	0.00	3.23 GJ/千m³	
転炉ガス			千m³			
都市ガス			千m³			
熱	省エネ効果を算出する場合、該当するエネルギー種別ごとに「削減見込量」を入力してください。 (小数点以下まで入力)					
	GJ					
	GJ					
	GJ					
温水						
冷水						
小計			0.00	GJ		
電 気	一般電気事業者 (東京電力エナジーパートナー (株))	メニューN (残差)	0.000431	千kWh		8.64 GJ/千kWh
				千kWh	0.00	8.64 GJ/千kWh
	小計				0.00	
発熱量合計 (GJ)					0.0	

補助申請設備をスクロールで選択してください。
(複数種の設備がある場合は、下段も活用)

積算の種類をスクロールで選択してください。
(省エネ効果を算出する場合/事業活動におけるエネルギー使用量を算出する場合)

算出された発熱量 (GJ) を「第2号様式 項目6」の省エネ効果 (1) へ入力。

※事業活動のエネルギー使用量を算出する場合も、該当するエネルギー種別ごとに「基準年度」のエネルギー使用量を入力して算出し、上記の同項目 (2) へ転記してください。

第3号様式（第7条関係）

収支予算書

（1）収入

区分		予算額	備考
自己資金（借入金含む）		5,440,000 円	
市補助金		750,000 円	相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
その他の補助金	国	円	
	県	300,000 円	〇〇〇〇〇〇対策費補助金
	その他	円	
寄附金その他		円	
合計		6,490,000 円	

※補助対象事業費に係る収入のみを記載すること。

※合計の金額は、（2）支出の補助対象事業費（税込）の金額と一致すること。

※その他の補助金（国、県その他）を受ける場合は、金額及び備考欄にその名称を記載すること。

（2）支出

費目		予算額	備考
補助対象事業費（税抜）	設計費	50,000 円	L E D照明：50,000円
	設備費	5,000,000 円	太陽光発電設備：3,000,000円 L E D照明：2,000,000円
	工事費	850,000 円	太陽光発電設備：500,000円 L E D照明：350,000円
	諸経費	円	
	その他		
小計		5,900,000 円	太陽光発電設備：3,500,000円 L E D照明：2,400,000円
消費税		590,000 円	消費税率10%
補助対象事業費（税込）		6,490,000 円	

一致すること。

第2号様式の9①及び10（1）と一致すること。

複数の設備を導入する場合はその内訳を備考欄に記載。

※補助対象事業費に係る支出のみを記載すること。

※小計の金額は、第2号様式 補助事業計画書の「9 契約（見積）書の金額内訳」の①、及び「10 補助金交付申請額の算定」の（1）の金額と一致すること。

※補助対象事業費（税込）の金額は、上記（1）収入の合計と一致すること。

※複数の見積（複数の設備）がある場合はその合計額を記載し、備考欄に設備ごとの金額を記載すること。

補助金等概要調書

区分	内容
補助金等の名称	相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
補助事業者等の名称	株式会社〇〇〇〇工業
補助事業等の概要 及び補助金等の使途	・補助事業等の概要 「相模原市地球温暖化対策計画」 生可能エネルギー設備の導入 ・補助金等の使途 上記事業にかかる省エネルギー設備等の導入経費へ充当
補助対象事業内訳 及び補助率等	補助対象事業（導入する設備の種類） - 太陽光発電設備 - 高効率照明設備（LED 照明） 補助対象事業内訳：収支予算書（第3号様式）のとおり 補助率：☒ 3分の1以内（上限100万円） ☒ 特例適用
補助事業等の実施時期	令和7年度
所属部・課	環境経済局 環境部
補助金等の趣旨・目的・ 対象事業・補助率等	省エネルギー設備及び導入する中小規模事業者に対し、その導入に要する経費の一部を補助することにより、地球温暖化対策の推進を図る。
要綱の有無	有（相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱）
国・県補助金該当の有無	有・無 （該当補助金） 全体事業 補助対象経費： 円
施策的位置付け	有（さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例） 施策名（第2次相模原市地球温暖化対策計画）
補助期間	1年間（1回限り）
備考	

※申請者は太枠内のみ記入すること。

暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書

令和〇年〇〇月〇〇日

相模原市長 あて

申請者 住 所 相模原市〇〇区〇〇 〇-〇〇-〇〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇工業
代表取締役 ●●●●

ふりがな・役職名を忘れずに記載ください。

電 話 * * * - * * * - * * * *



相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金の交付申請にあたり、下記について確認・同意し、申請者（※）が暴力団員に該当しないことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かの確認のため、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

記

- 1 申請者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員である場合は、市長は、補助金の交付申請を却下します。
- 2 補助金の交付決定後に申請者が暴力団員であることが判明した場合は、市長は、交付決定を取消し、補助金を既に交付している場合には補助金の返還を命ずるものとします。

（※）申請者が、法人その他の団体の場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）をいう。

法人その他の団体の場合は、別紙「第6号様式」も提出すること。

【書類発行責任者の確認】

市担当課 処理欄	確認 方法	確認者

役員等氏名一覧表

令和〇年〇月〇〇日現在の役員

役職名	氏 名		生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住 所
	カナ	漢字			
代表者 代表取締役	〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇	T S H 〇〇. 〇〇. 〇〇	男	〇〇〇市〇〇 〇-〇-〇〇
取締役	〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇	T S H 〇〇. 〇〇. 〇〇	女	〇〇〇市〇〇 〇-〇-〇〇
取締役	〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇	T S H 〇〇. 〇〇. 〇〇	男	〇〇〇市〇〇 〇-〇-〇〇
監査役	〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇	T S H 〇〇. 〇〇. 〇〇	女	〇〇〇市〇〇 〇-〇-〇〇
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

登記内容に即した役職名としてください。

（法人その他の団体においては全ての役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を記載してください。）

記載された全ての者は、役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

【書類発行責任者の確認】

団体名 株式会社〇〇〇〇工業

代表者役職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電話 ***-***-***



市担当課 処理欄	確認 方法	確認者

補助事業計画の変更について

交付決定を受けた後に次の事由が生じる場合は、必ず工事着手前に補助事業計画変更（中止・廃止）申請書（第8号様式）を提出し、事前に市の承認を受けることが必要です。

- ① 補助金交付決定額に変更が生じる場合
- ② 導入する設備の種類に変更が生じる場合
- ③ 補助事業の完了日が補助事業計画書に記載した完了予定日の翌日から起算して30日以上遅れる場合
- ④ 補助事業を中止する場合

※③④の場合、その事由が生じることが判明した時点で速やかに提出してください。
（添付書類は必要ありません。）

その他の変更についても、補助事業計画変更（中止・廃止）申請書の提出が必要な場合がありますので、適宜お問い合わせください。

補助事業計画変更（中止・廃止）申請書（第8号様式）

「〇〇年〇〇月〇〇日付け相模原市指令（ゼロ）第〇〇〇号」の部分は、交付決定通知書の通知日及び左上の番号を記載してください。

「3 変更（中止・廃止）の内容」

- ・「変更前」の欄は、申請時の補助事業計画書（第2号様式）の内容を記載してください。
- ・「変更後」の欄は、変更後の内容を記載してください。事業費に変更を生じる場合は、変更後の補助対象経費（変更後の補助事業計画書の10（3）の金額）を記載してください。

※補助事業計画の変更により、補助金交付決定額を増額することはできません。

「4 変更（中止・廃止）の理由」

補助事業計画を変更（中止・廃止）する理由を記載してください。

「5 変更後の補助金額」

変更後の補助金交付申請額（変更後の補助事業計画書の10（5）の金額）を記載してください。

※補助金額に変更が無い場合は、当初の交付決定額と同額を記載してください。

☆添付書類

補助事業計画書（第2号様式）

変更後の補助事業計画書を作成し、添付してください。

収支予算書（第3号様式）

変更後の収支予算書を作成し、添付してください。

変更後の工事請負契約書又は見積書の写し

変更後の契約書（見積書）等（工事及び金額の内訳が分かるもの）の写しを添付してください。

その他、必要に応じて以下の書類の添付が必要となります。

補助金等概要調書（第4号様式）

導入する設備の種類を変更する場合に添付が必要です。

補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類

導入する設備の種類や設備の仕様等を変更する場合に添付が必要です。

補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真等

導入する設備の設置場所を変更する場合に添付が必要です。

補助事業計画変更（中止・廃止）申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

相模原市長 あて

住 所 相模原市〇〇区〇〇 〇-〇〇-〇〇

補助事業者 名 称 株式会社〇〇〇〇工業

交付決定通知書の通知日及び左上
の番号を記載してください。

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電 話 ***-***-***



令和〇年〇〇月〇〇日付け相模原市指令（ゼロ）第〇〇〇号により交付決定を受けた相模原市省エネルギー設備等導入支援補助金に係る補助事業計画を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第10条第1項及び相模原市省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

- 1 補助事業等の名称 中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業
- 2 補助金等の名称 相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
- 3 変更（中止・廃止）の内容

変更前	設置する空調機器の仕様 ・メーカー：〇〇〇〇社製 ・型式：XXX-ZZZ ・補助対象経費：1,500,000 円
変更後の内容を 記載してください。	設置する空調機器の仕様 ・メーカー：□□□社製 ・型式：P333-KKKK ・補助対象経費：1,200,000 円

申請時の補助事業計画書に記載した内容のうち、変更となる箇所を記載してください。

事業費が変更となる場合は、変更後の補助対象経費（変更後の補助事業計画書の10（3）の金額）を記載してください。

- 4 変更（中止・廃止）の理由

当初予定していた機器がメーカー都合で生産中止し入手不可となり、機器を変更したため。

- 5 変更後の補助金額
¥ 400,000 円

変更（中止等）の理由を
記載してください。

- 6 添付書類

- (1) 変更後の補助事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更後の工事請負契約書、見積書等の写
- (3) その他市長が必要と認める書類

変更後の補助金額（変更が無い場合は当初の交付決定額と同額）を記載してください。
※交付決定後の補助金額の増額は認められません。

補助事業完了後の手続きについて

補助事業が完了したら、完了後30日以内若しくは令和8年2月27日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第10号様式）に必要書類を添付して提出してください。

※事業完了とは、「設置工事の完了」と「補助対象経費の支払い」の全てが完了していることを指します。

補助事業実績報告書（第10号様式）

「〇〇年〇〇月〇〇日付け相模原市指令(ゼロ)第〇〇〇号」の部分は、交付決定通知書の通知日及び左上の番号を記載してください。

「3 交付金額」

交付決定通知書の交付金額を記載してください。

「5 補助対象設備の設置場所」

補助対象設備を導入した事業所の名称・所在地を記載してください。

「6 補助事業実施期間」

事業着手日（導入する設備の発注日・契約日・工事開始日のいずれか早い日）及び事業完了日を記載してください。

※事業完了日とは「設置工事の完了」「補助対象経費の支払い」の全てが完了した日となります。

「7 補助事業により導入した設備の概要」

補助事業により導入した設備の種類ごとに、その内容を分かりやすく記載してください。（設置場所・メーカー・型式・能力・設置基数、その他設備の概要が分かる内容）

※補助事業計画を変更した場合は、変更後の内容を記載してください。

「8 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）」

補助事業により導入した設備による「エネルギー使用量」及び「二酸化炭素排出量」の削減見込量（年間）をエネルギー種別ごとに記載してください（単位に注意）。

※補助事業計画を変更した場合は、変更後の数値を記載してください。

「9 補助事業による省エネ効果（年間発熱量換算）」

補助事業により導入した設備の「エネルギー使用量」の削減効果（省エネ効果）について、「確定値」として確認してください。なお、補助金交付申請時と同じ場合は、「参考様式」の提出は不要です。

「10 契約書の金額内訳」

- 補助対象事業に係る契約書の税抜金額を、①補助対象事業費（税抜）の欄に記載してください。

- 契約書に複数の補助対象設備を含む場合は、備考欄に導入した設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。

- 複数の設備を導入した場合で契約書が2以上となる場合は、合算の金額を記載するとともに、備考欄に導入した設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。

※やむを得ず補助対象外の経費が契約書に含まれる場合は、②補助対象外事業費（税抜）

の欄に記載してください。

契約額の欄の金額は、契約書の総額と必ず一致します。

「11 補助金交付請求額の算定」

- ・(1) 補助対象事業費(税抜)の欄は、「10 契約書の金額内訳 ①」と一致します。
- ・(2) 控除額(その他の補助金等)の欄は、第11号様式 収支決算書の「(1) 収入」の「その他の補助金」「寄附金その他」の金額の合計と一致します。

※補助事業計画を変更した場合は、変更後の数値を記載してください。

- ・(4) 特例適用の欄は、太陽光発電設備及び蓄電池を導入し特例適用を受ける場合に入力してください。太陽光設備の発電出力・蓄電池の蓄電容量を入力すると自動計算されます。

☆添付書類

(1) 収支決算書(第11号様式)

補助対象事業費に係る収入及び支出の額のみを記載してください。

- ・補助対象とならない経費は含めないでください。
- ・契約書が補助対象事業のみで作成されている場合は、収入及び支出の額と契約額のコツ金額は一致します。

「(1) 収入」

補助対象事業費の支出の基となった収入を区分ごとに記載してください。

(区分ごとの金額の合計が支出の補助対象事業費(税込)の金額と一致します。)

※「その他の補助金」の欄は、記載漏れの無いよう注意してください。国・県等の補助金を受けている、又は受ける予定があるにもかかわらず記載がない場合、補助金が減額又は取り消しとなる場合があります。

「(2) 支出」

- ・補助対象事業費(税抜)の欄に、費目ごとの金額(税抜)を記載してください。
- ・複数の設備を導入した場合は、備考欄に導入した設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。
- ・「小計」の金額は、第11号様式の「10 契約書の金額内訳 ①」の欄及び「11 補助金交付請求額の算定(1)」の金額と一致します。

(2) 補助事業等実績調書(第12号様式)

「事業成果」、「自己評価」については、記載例を参考のうえ、この事業をおこなった際のコツ成果とその評価を記載してください。

(3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し

補助対象設備の支払いに係る領収書等の写しを添付してください。

- ・領収額は契約額と同額となります。
- ・領収額に補助対象外の事業費を含む場合は、補助対象事業費とそれ以外の支払額が分かる請求内訳書を添付してください。

- ・ 施工業者等への支払いが金融機関による振込みの場合、振込みが完了したことがわかる資料及び施工業者からの請求書の写しをご提出ください。手形や小切手による支払いの場合は、振出日ではなく、施工業者が領収（資金化）した日が支払完了日となります。

(4) 補助事業に係る工事請負契約書の写し

補助対象設備に係る工事及び最終的な金額の内訳が分かるものを添付してください。

- ・ 工事請負契約の締結書類として、「工事請負契約書」に代え、「注文書（発注書）」と「注文請書（発注請書）」による場合は、契約事項が確認できる内容として作成して添付してください。
- ・ 複数の設備を導入する場合であって契約書等が複数となる場合は、全ての契約書等の写しを添付してください。

(5) 補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真・配置図

- ・ 補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真及び設置場所がわかる配置図を添付してください。また、設備に付属する銘板についても撮影し、添付してください。
- ・ 照明設備など、複数（多数）の設備を対象とした場合は、導入した設備の設置場所について、平面図等を合わせて添付してください（写真の補足資料とします）。設置した照明に番号を付番するなど、対象の機器が写真で確認できるようにしてください。
- ・ 照明設備の場合、点灯した状態の写真を添付してください。
- ・ 蓄電池を導入した場合は、設備写真に加え、蓄電池と太陽光発電設備が連携していることが分かる写真（モニター写真等）を添付してください。

※以下（６）、（７）は、太陽光発電設備を導入した場合に添付が必要です。

(6) 設置完了後の設備図面等

○設備図面

設備設置完了時における設備図面等（電気の流れが分かるものとして、単線結線図・システム系統図・機器配置図）

○電力会社と系統連系契約を行う場合は、系統連系状況がわかる書類

電力会社との協議後、契約者（申込者）、発電設備の設置場所が確認できる書類（「系統連系契約のご案内」の写しなど）を提出してください。

・

(7) 太陽電池モジュールの出力対比表

設置した太陽電池の各計測出力（W）が記載された出力対比表の写しを添付してください。

※メーカー・型式や出力の合計値がわかるものを添付してください。

(8) 他の補助金（国・県）の交付決定書の写し

本補助金以外の他の補助金を併用した場合は、交付決定通知書の写しを添付してください。

補助事業実績報告書

令和〇年〇〇月〇〇日

相模原市長 あて

申請時に使用したものと同一の印鑑
を押印してください。

申請者

住 所 相模原市 〇〇 〇-〇〇-〇〇

名 称 株式会社〇〇〇〇工業

代表取締役 〇〇 〇〇



交付決定通知書の通知日及び左
上の番号を記載してください。
※提出日ではありません。

電 話 ***-***-****

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け相模原市指令(ゼロ)第〇〇〇号により交付決定を受けた相模
原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金に係る補助事業が完了したので、相
模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第14条第1項及び相模原市中小規模事業者
省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により届け出ます。

1 補助事業等の名称

中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業

2 補助金等の名称

相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金

3 交付金額

¥0-

4 添付書類

- (1) 収支決算書（第11号様式）
- (2) 補助事業等実績調書（第12号様式）
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書）の写し
- (4) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (5) 補助事業により導入した設備の設置状態ができる写真・配置図
- (6) 設置完了後の発電設備図面等（太陽光発電設備を設置した場合）
- (7) 太陽電池モジュールの出力対比表（太陽光発電設備を設置した場合）
- (8) 他の補助金（国・県）の交付決定通知の写し（他の補助金を併用する場合）
- (9) その他市長が必要と認める書類

導入した設備の設置場所が
複数ある場合は、平面図等
を合わせて添付してくださ
い。（写真の補足資料としま
す）

5 補助対象設備の設置場所

名 称	〇〇〇〇工業第1工場
所在地	相模原市〇〇区〇〇 〇

「設置工事の完了」「補助対象経費の支払い」の全てが完了した日。
※令和8年2月27日までに事業を完了し、補助事業実績報告書を市に提出する必要があります。

6 補助事業実施期間

事業着手日	令和7年10月1日	事業完了日	令和7年12月20日
-------	-----------	-------	------------

7 補助事業により導入した設備の概要

1	設備の種類	太陽光発電設備
	設置場所 メーカー 型 式 能 力 設置基数 等	〇〇〇〇工業第1工場 太陽光パネル：〇〇〇〇〇社製 型式：AAA-BB（公称出力200W） パワーコンディショナー：〇〇〇〇〇社製 型式：C-DD 最大出力：8.0kW（200W×40枚）
2	設備の種類	LED照明
	設置場所 メーカー 型 式 能 力 設置基数 等	〇〇〇〇工業第1工場内の蛍光灯を更新 メーカー：〇〇〇〇〇社製 型式：XXX-ZZZ 消費電力：20W 設置数：200本
3	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型 式 能 力 設置基数 等	

導入する設備の発注日・契約日・工事開始日のいずれか早い日（交付決定日以降であること）

申請時と変更が無い場合は、申請書に添付した補助事業計画書と同一の記載となります。

補助事業の内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載してください。

8 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）

エネルギー種別	エネルギー使用量の削減見込量（※1）	二酸化炭素排出量の削減見込量（※2）
電 気	15,200 kWh	6,946 kg-CO ₂
都市ガス	m ³	kg-CO ₂
	kg (m ³)	kg-CO ₂
	ℓ	kg-CO ₂
	ℓ	kg-CO ₂
		kg-CO ₂
	計	6,946 kg-CO ₂

補助事業によるエネルギー使用量の削減見込量をエネルギー種別毎に記載してください。
（導入した設備が申請時と異なる場合は変更後の数値を記載）

※1年間の削減見込量を記載してください。
※単位に注意してください。

エネルギー使用量の削減見込量にエネルギー種別毎の係数を乗じて算出してください。

（※1）太陽光発電設備は年間発電見込量をエネルギー使用量の削減見込量とする。

また、設備を複数導入した場合は合算で記載する。

（※2）二酸化炭素排出量の削減見込量はエネルギー種別毎の削減見込量に以下の係数を乗じて算出する。

電気：kWh×0.431 都市ガス：m³×2.05 LPG：kg×2.99

（東京電力エナジーパートナー（関メニユーN（残差）の場合）

灯油：ℓ×2.50 A重油：ℓ×2.75

9 補助事業による省エネ効果（年間発熱量換算）

以下の①～⑩の設備を導入した場合に、記載してください

該当する設備を導入する場合は、各項目をチェックしてください。

☐ ①高効率空調設備
☒ ②高効率照明設備
☐ ③高効率給湯設備
☐ ④高効率ボイラー
☐ ⑤業務用冷凍冷蔵設備（ショーケースを含む）
☐ ⑥交流電動機
☐ ⑦変圧器
☐ ⑧ガスコージェネレーションシステム
☐ ⑨エネルギー管理システム
☐ ⑩建築物断熱工事

☒ 上記以外の設備

該当する設備について、確定した省エネ効果を「発熱量」換算した数値を入力します。
 参考様式（P.18参照）を用いて、算出した数値を転記し、確認してください。
 ※該当しない場合は、P.16を参考に（2）について、確認ください。

（①～⑩の設備については、以下のいずれかに該当する場合に補助対象となります）

（1）対象設備の省エネ効果（年間発熱量換算）（ア）	131.3 GJ
（ア）が 25GJ 以上であること	☒
（2）地球温暖化対策計画書の基準年度におけるエネルギー使用量（発熱量換算）（イ）	GJ
（上記エネルギー使用量の5%）（ウ）（イ×0.05）	GJ
（ア）が事業活動に伴うエネルギー使用量の5%（ウ）以上であること	☐

【添付書類】（参考様式）エネルギー使用量等（発熱量換算）計算書

- ☒ 対象設備の省エネ効果（エネルギー削減量）の計算書
☐ 地球温暖化対策計画書（基準年度）エネルギー使用量の計算書

申請時と異なる場合は、数値入力済の計算書を添付してください。

記載例

原則、契約書の総額(税抜)と一致すること。

※補助事業計画に変更があった場合は変更後の金額

10 契約書の金額内訳

項 目	金 額	備 考
① 補助対象事業費(税抜)	5,900,000 円	太陽光発電設備：3,500,000円 LED照明：2,400,000円
②補助対象外事業費(税抜)	円	
小計 (① + ②)	5,900,000 円	太陽光発電設備：3,500,000円 LED照明：2,400,000円
消 費 税 額	590,000 円	消費税率 10%
	6,490,000 円	

複数の設備を導入した場合はその内訳を備考欄に記載。

やむを得ず補助対象とならない経費が契約(見積)書に含まれる場合は、その金額と内容を記載すること。

契約書の総額(税込)及び領収書の額と一致すること。

11 補助金交付請求額の算定

(1) 補助対象事業費(税抜)①	一致すること。	5,900,000 円
(2) 控除額 (その他の補助金等) ②		300,000 円
(3) 補助対象経費③ (①-②)	出力及び容量を記入。	5,600,000 円
(4) 特例適用(太陽光発電設備、蓄電池のみ)④ ・太陽光発電設備：1kWあたり5万円乗じた加算額 ※20kWを上限 ・蓄電池：蓄電池の価格の1/3の加算額 ※1kWhあたり5.1万円、20kWhを上限(4800Ah・セル未満) ※1kWhあたり6.3万円、20kWhを上限(4800Ah・セル以上)	太陽光 出力 20kW 加算	1,000,000 円
	蓄電池 容量 10kWh 加算	510,000 円
	合計	1,510,000 円
(5) 補助金交付請求額 (③の1/3(千円未満切捨て)と100万円を比較して低い額) + ④		2,510,000 円

※(1)の金額は、上記10の①、及び第12号様式 収支決算書の「(2) 支出」の小計の金額と一致すること。

第11号様式（第12条関係）

収支決算書

（1）収入

区分		決算額	備考
自己資金（借入金含む）		5,440,000 円	
市補助金		750,000 円	中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
その他の補助金	国	円	
	県	300,000 円	〇〇〇〇〇〇対策費補助金
	その他	円	
寄附金その他		円	
合計		6,490,000 円	

※補助対象事業費に係る収入のみを記載すること。

※合計の金額は、（2）支出の補助対象事業費（税込）の金額と一致すること。

※その他の補助金（国、県その他）がある場合は、備考欄にその名称を記載すること。

（2）支出

費目		決算額	備考
補助対象事業費（税抜）	設計費	50,000 円	L E D照明：50,000円
	設備費	5,000,000 円	太陽光発電設備：3,000,000円 L E D照明：2,000,000円
	工事費	850,000 円	太陽光発電設備：500,000円 L E D照明：350,000円
	諸経費	円	
	その他		
小計		5,900,000 円	太陽光発電設備：3,500,000円 L E D照明：2,400,000円
消費税		590,000 円	消費税率10%
補助対象事業費（税込）		6,490,000 円	

※補助対象事業費に係る支出のみ記載すること。

※小計の金額は、第11号様式 補助事業実績報告書の「10 契約書の金額内訳」の①、及び「11 補助金交付請求額の算定」の（1）の金額と一致すること

※補助対象事業費（税込）の金額は、上記（1）収入の合計と一致すること。

※複数の契約がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

補助事業等実績調書

〔補助金等の交付を受けた者が記入〕

補助金等の名称	相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金	
補助事業等の名称	中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業	
補助事業者等の名称	株式会社〇〇〇〇工業	交付決定通知書 (変更を含む)の 金額を記載して ください。
交付金額	¥ 1,000,000	
事業実績	下記の補助対象設備の導入を完了した。 1 太陽光発電設備 2 高効率照明設備 (LED 照明) 3 (完了日: 令和7年12月20日)	
事業成果 (団体の公益性、社会貢献度)	太陽光発電設備及び高効率照明設備の導入により、市内の温室効果ガス排出量の削減に寄与した。 この事業を実施したことによる評価を記載してください。	
自己評価	補助金事業により、弊社でコストが課題となっていた省エネ設備・再エネ利用設備の導入が可能となった。また、温室効果ガス排出削減に寄与し、省エネ意識の向上にもつながった。	

導入設備の種類及び
事業完了日を記載してください。

この事業を行ったことによる社会貢献度や成果について記載してください。

〔所管課が記入〕

所管課	ゼロカーボン推進課	
電話	以下、記載不要。 (太枠内のみ記入)	
補助金等に対する評価		
上のように評価した理由	する評価される ☐ 不十分)	

※申請者は太枠内のみ記入すること。

補助金の交付請求について

市では、「補助事業実績報告書」及び添付書類等に基づき、補助事業の状況確認のため、現地訪問による「完成検査」を実施いたします。これら一連の補助事業実施結果により、市から「補助金等の額確定通知書」を送付いたします。

補助金の交付請求に関する書類は、「補助金等の額確定通知書」の送付を受けた後に、作成しご提出ください。

補助金等交付請求書（第14号様式）

「〇〇年〇〇月〇〇日付け相模原市指令(ゼロ)第〇〇〇号」の部分は、補助金等の額確定通知書に記載されている通知日及び番号を記載してください。

「3 補助金等額確定額」

「補助金等の額確定通知書」の金額を記載してください。

「4 補助金の請求金額」

「補助金等の額確定通知書」の金額を記載してください。

※請求書に押印する代表者印については、必ず交付申請時と同じ印鑑（代表者印）を押印してください。

※請求書の下部は支払金口座振替依頼書となり、補助金を受領する振込口座情報を記載ください。振込口座が確認できる書類（預金通帳等の写し等）が必要となります。

※記載を訂正する場合は、二重線で削除し、交付申請時と同じ印鑑（代表者印）を修正印として押印してください。

☆添付書類

(1)「補助金等交付決定通知書」の写し

(2)「補助金等の額確定通知書」の写し

(3)補助事業計画に変更があり、その承認を受けた場合は「補助金等交付決定
変更通知書」の写し

(4)振込口座が確認できる書類（預金通帳等の写し等）

第14号様式（第14条関係）

補助金等交付請求書	
相模原市長 あて	申請時に使用したものと同一の印鑑 を押印してください。
	令和〇年〇〇月〇〇日
住所	相模原市〇〇区〇〇-〇〇-〇〇
名称	株式会社〇〇〇〇工業
代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号	***-***-***
補助金の額確定通知書の通知日 及び番号を記載してください。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け相模原市指令（ゼロ）第〇〇〇号により補助金等の額確定のありました件につき、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（以下「規則」という。）第18条第1項及び相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱第14条第1項の規定により次のとおり請求します。	
1 補助事業等の名称	中小規模事業者省エネルギー
2 補助金等の名称	相模原市中小規模事業者省エネルギー
3 補助金等額確定額	¥2,510,000-
4 補助金の請求金額	¥2,510,000-
5 添付書類	(1) 補助金交付決定通知書の写し (2) 補助金等の額確定通知書の写し (3) 補助金等交付決定変更通知書の写し（変更時のみ）
補助金の額確定通知書の金額 を記載してください。	

補助金は下記の指定口座に振り込んでください。

なお、請求者と口座名義が異なる場合には、下記の口座名義人を代理人とし、下記指定口座への振込みをもって相模原市からの支払金の受領と認めます。

（支払金口座振替依頼書）

金融機関コード					支店コード			
振込先金融機関	△△△	銀行 信用金庫 信用組合 農協	〇〇駅前	本店 支店 支所				
預金の種類	普通・当座・貯蓄							
口座番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
口座名義	フリガナ	カ) マルマルマルマルコウキョウ						
	氏名	株式会社〇〇〇〇工業						
		通帳に記載されているカタカナの 口座名義を記入してください。						

※太枠の中を記入してください。

※預金通帳等のコピー（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義（カタカナ）が記載されているもの）を添付してください。

市担当課 処理欄	記名のみの場合の 本人確認方法	郵送・窓口提示・電話 ・その他（ ）	確認者		確認日	
-------------	--------------------	-----------------------	-----	--	-----	--